

## 第 25 章 紛争処理手順

---

### A. クラブ紛争処理手順

#### 1. 処理手順の対象となる紛争

会員であることに関して、クラブ会則及び付則の解釈、違反、適用に関して、クラブからの会員除名に関して、あるいは他の方法で満足のできないその他すべてのライオンズクラブ内の問題に関して、会員又は元会員とクラブ又はクラブ理事会の役員との間で起こる紛争についてはすべて、紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、地区ガバナー、調停者、あるいは国際理事会（もしくは同理事会の任命する者）が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

#### 2. 紛争処理の要請及び手数料

紛争のいかなる当事者も、書面により地区ガバナーに対して紛争処理を要請すること（「抗議申し立て」）ができる。紛争処理を求める要請はすべて、かかる要請の根拠となる事態の発生を当事者が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から 30 日以内に地区ガバナーに対して提出されなければならない。抗議申し立て文書の写しは被申立人にも送られなければならない。本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議申立人により地区（単一又は準）に支払われる US\$50.00 の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で地区ガバナー宛に納められなければならない。本手順に基づく抗議申し立てに対し、上記の額を超える手数料を請求するかどうかについては、各地区（単一又は準）において決定することができる。上記の額を超える手数料のいかなるものも、本手順に基づく抗議申し立てに係わる一切の手数料の請求に先立ち、地区キャビネットの過半数の票決により承認されなければならない。かかる手数料は、US\$250.00 もしくは該当通貨による相当額を超えてはならず、かつ地区（単一又は準）宛てに支払われなければならない。返金手順が地区キャビネットに承認された場合を除いては、手数料の全額が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。本紛争処理手順に関連して発生する費用は、地区（単一又は準）の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用がすべて紛争当事者間で均等に支払われなければならないと定められている場合を除き、すべて地区（単一又は準）の負担となる。

### 3. 申し立てへの返答

申し立ての通知を受けてから 10 日以内に、被申立人は申し立てられた抗議に対し地区ガバナーに書面にて返答を行うことができる。返答文書の写しは抗議申立人にも送られなければならない。

### 4. 守秘義務

ひとたび正式に抗議申し立てが行われたら、抗議申立人、被申立人、地区ガバナー、調停者の間のやり取りの内容は最大限可能な限り極秘扱いとされなければならない。

### 5. 調停者の選任

紛争処理要請受領日から 15 日以内に、地区ガバナーは、紛争を審理する中立な立場の調停者を 1 人任命する。調停者を務めるのは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内のグッドスタンディング・クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。地区ガバナーは、任命された調停者の氏名を当事者に文書で通知しなければならない。万一、任命された調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記した文書を、地区ガバナーによる調停者任命の通知を受けてから 10 日以内に地区ガバナー・チーム（地区ガバナー、第一副地区ガバナー、及び第二副地区ガバナー）に提出しなければならない。不服を唱える文書が提出されなければ、調停者は全当事者にとって納得のいく者であると見なされる。任命された調停者が公平性や中立性に欠けることが、当事者からの不服を唱える文書によって十分に立証されていると地区ガバナー・チームが多数決によりその自己の裁量で判断した場合には、地区ガバナー・チームは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内、あるいは隣接地区のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である別の調停者を多数決によって任命しなければならない。そうでない場合、地区ガバナー・チームは多数決により、不服の主張を退け当初の調停者の任命を確定する旨を記した文書を、全当事者に対し出さなければならない。地区ガバナー・チームの決定と任命は、当事者から不服を唱える文書を受けてから 15 日以内に確定しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。本 5 項において規定されている期限は、地区ガバナー又は地区ガバナー・チームが短縮もしくは延長することはできない。

紛争処理要請受領日から 15 日以内に地区ガバナーが紛争を審理する調停者を任命しなかった場合には、法律部が、紛争を審理する調停者を 1 人任命する。調停者を務めるのは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内のグッドスタンディング・クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。法律部は、任命された調停者の氏名を当事者に文書で通知しなければならない。万一、任命された調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記した文書を、法律部による調停者任命の通知を受けてから 10 日以内に法律部に提出しなければならない。不服を唱える文書が提出されなければ、調停者は全当事者にとって納得のいく者であると見なされる。任命された調停者が公平性や中立性に欠けることが、不服を唱える当事者の文書によって十分に立証されていると法律部がその裁量で判断した場合には、法律部は上記の選任手続きに従って別の調停者を任命しなければならない。そうでない場合、法律部は、不服の主張を退け、法律部が当初選任した調停者の任命を確定する旨を記した文書を、全当事者に対し出さなければならない。法律部の決定と任命は、当事者から不服を唱える文書を受けてから 15 日以内に確定しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

## 6. 調停会議及び調停者による裁定

調停者は任命された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議開催を手配する。当該会議は調停者が任命されてから 30 日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。そのような調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から 30 日以内に書面によって裁定を行わなければならない。かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。裁定内容を記載した文書の写しは、当事者全員および地区ガバナーのほか、要請に応じてライオンズクラブ国際協会の法律部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならない。国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会またはその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。

調停者による最終的かつ拘束力を有する裁定に従わないことはライオンとしてふさわしくない行為であり、会員籍の喪失および/またはクラブのチャーター取消しとなることがある。

## B. 地区紛争処理手順

### 1. 処理手順の対象となる紛争

会員であることに関して、クラブ境界線、地区（単一又は準）会則及び付則又は地区キャビネット（単一又は準）によりその時々採択されるすべての方針や手順の解釈、違反、適用に関して、あるいは他の方法で満足の見込みが解決できないその他すべてのライオンズ地区(単一又は準) 内の問題に関して、地区(単一又は準) 内のクラブ間、又は地区（単一又は準）内のクラブと地区行政との間で生じる紛争についてはすべて、以下の紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー、調停者、あるいは国際理事会（もしくは同理事会の任命する者）が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

### 2. 紛争処理の要請及び手数料

国際協会内でグッドスタンディングにあるいずれのライオンズクラブ（“抗議申立人”）も、文書により地区ガバナーに対して、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナーに対して本手順に基づく紛争処理を要請（“抗議申し立て”）することができる。その際、写しを法律部に提出する。抗議申し立ては、かかる要請の根拠となる事態の発生を抗議申立人が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から 30 日以内に提出されなければならない。抗議申立人は、かかる抗議申し立てがクラブの全会員の過半数により採択されたものである旨を証明する、クラブ幹事の署名入り議事録を提出しなければならない。抗議申し立て文書の写しは被申立人にも送られなければならない。

本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議申立人により地区（単一又は準）に支払われる US\$750.00 の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で地区ガバナー宛に、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー宛に納められなければならない。抗議申し立てが調停者による最終裁定を前に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US\$100.00 が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、US\$325.00 が抗議申立人に返還されると共に、US\$325.00 が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。選出された調停者が抗議申し立てを認め、その内容が支持された場合には、US\$100.00 が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、US\$650.00 が抗議者に返還される。選出された調停者が何らかの理由により抗議申し立てを認めなかった場合には、US\$100.00 が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、US\$650.00 が被

申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議申し立てが本手順で定められた期限内に和解、撤回、支持あるいは却下されなかった場合（正当な理由の下に期限が延長された場合を除く）には、自動的に手数料の全額が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。本紛争処理手順に関連して発生する費用は、地区（単一又は準）の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用がすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて地区（単一又は準）の負担となる。

### 3. 申し立てへの返答

申し立ての通知を受けてから 10 日以内に、被申立人は申し立てられた抗議に対し地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナーに書面にて返答を行うことができる。その際に写しを法律部に送る。返答文書の写しは抗議申立人にも送られなければならない。

### 4. 守秘義務

ひとたび正式に抗議申し立てが行われたら、抗議申立人、被申立人、地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー、調停人の間のやり取りの内容は最大限可能な限り極秘扱いとされなければならない。

### 5. 調停者の選出

抗議申し立て後 15 日以内に、各当事者は各々中立の調停者を 1 人選出し、選出された調停者は全員で、議長を務める中立の調停者を 1 人選出する。選出された調停者全員による調停者兼議長の選出に係わる決定は最終であり、拘束力を伴うものとする。選出された各調停者は、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であるライオンズ指導者（できれば元地区ガバナー）であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である者とする。当該選出手続きが完了した時点で、調停者は任命されたとみなされ、本手順に従って紛争を処理又は裁定するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

選出された調停者のあいだで調停者兼議長の選出について前述の期間内に同意に達しない場合には、選出された調停者は全員、行政上の理由により辞任したものと自動的に見なされるものとし、各当事者は新たに調停者（“選出された調停者から成る第二のチーム”）を選出し、新たに選出された調停者が全員で、前述の選出手続きと要件に従い、中立の調停者兼議長を 1 人選出しなければならない。選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている地区（単一又は準）からの調停者兼議長の選出について同意に達しない場合には、選出された調

停者は、紛争が生じている地区（単一又は準）外のグッドスタンディング・クラブの会員1人を中立の調停者兼議長として選出することができる。万一、選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている地区（単一又は準）の内から調停者兼議長を選出することについて同意に達しない場合には、紛争が生じている地区（単一又は準）、又は周辺の地区（単一又は準）のうち最も近い地区のいずれかにおいて、最も近年に国際理事会での職務を果たした元国際理事が調停者兼議長に任命されるものとする。本 E 項において規定されている期限は、地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー、あるいは調停者が短縮もしくは延長することはできない。

## 6. 調停会議及び調停者による裁定

調停者は選任された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議の開催を手配する。当該会議は調停者の選任後 30 日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。かかる調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から 30 日以内に文書によって裁定を行わなければならない。かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。裁定を記載する文書には、異議を唱える調停者がいる場合にはそれを正しく明記した上で、調停者全員が署名し、その写しが当事者全員及び地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナーのほか、ライオンズクラブ国際協会の法律部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならない。国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会またはその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。

調停者による最終的かつ拘束力を有する裁定に従わないことはライオンとしてふさわしくない行為であり、会員籍の喪失及び/又はクラブのチャーター取消しとなることがある。

## C. 複合地区紛争処理手順

### 1. 処理手順の対象となる紛争

会員であることに関して、クラブ境界線、複合地区会則及び付則又は複合地区ガバナー協議会によりその時々採択されるすべての方針や手順の解釈、違反、適用に関して、あるいは他の方法で満足の見込みが解決できないその他すべてのライオンズ複合地区内の問題に関して、複合地区内のクラブ間又は準地区間、あるいはクラブ又は準地区と複合地区行政との間で生じる紛争についてはすべて、以下の紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場

合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、複合地区協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計、調停者、あるいは国際理事会（もしくは同理事会の任命する者）が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

## 2. 紛争処理の要請及び手数料

国際協会内でグッドスタンディングにあるいずれのライオンズクラブ又は準地区（“抗議申立人”）も、文書により協議会議長に対して、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計に対して本手順に基づく紛争処理を要請（“抗議申し立て”）することができる。その際、写しを法律部に提出する。抗議申し立ては、かかる要請の根拠となる事態の発生を抗議申立人が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から 30 日以内に提出されなければならない。抗議申立人は、かかる抗議申し立ての実施がクラブの全会員の過半数又は地区キャビネットの全構成員の過半数により採択されたものである旨を証明する、クラブ幹事もしくはキャビネット幹事の署名入り議事録を提出しなければならない。抗議申し立て文書の写しは被申立人にも送られなければならない。

本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議申立人により複合地区に支払われる US\$750.00 の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で協議会議長宛に、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計宛に納められなければならない。抗議申し立てが調停者による最終裁定を前に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US\$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US\$325.00 が抗議申立人に返還されると共に、US\$325.00 が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。選出された調停者が抗議申し立てを認め、その内容が支持された場合には、US\$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US\$650.00 が抗議申立人に返還される。選出された調停者が何らかの理由により抗議申し立てを認めなかった場合には、US\$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US\$650.00 が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議申し立てが本手順で定められた期限内に和解、撤回、支持あるいは却下されなかった場合（正当な理由の下に期限が延長された場合を除く）には、自動的に手数料の全額が事務手数料として複合地区に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。本紛争処理手順に関連して発生する費用は、複合地区の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて複合地区の負担となる。

## 3. 申し立てへの返答

申し立ての通知を受けてから 10 日以内に、被申立人は申し立てられた抗議に対し協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計に書面にて返答を行うことができる。その際に写しを法律部に送る。返答文書の写しは抗議申立人にも送られなければならない。

#### 4. 守秘義務

ひとたび正式に抗議申し立てが行われたら、抗議申立人、被申立人、協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計、調停人の間のやり取りの内容は最大限可能な限り極秘扱いとされなければならない。

#### 5. 調停者の選出

抗議申し立て後 15 日以内に、各当事者は各々中立の調停者を 1 人選出するが、これは元地区ガバナー（できれば過去に協議会議長を務めた元地区ガバナー）であり、かつ紛争が生じている複合地区内の、紛争に関係しているクラブ以外のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である者とする。選出された調停者は全員で議長を務める中立の調停者を 1 人選出するが、これは元国際理事であり、かつ紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている複合地区内のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である者とする。万一、紛争が生じている複合地区から中立的な元国際理事を選出することができない場合には、選出された調停者は全員で、中立の調停者兼議長を 1 人選出するが、これは元国際理事であり、紛争が生じている複合地区外にあるグッドスタンディング・クラブの会員である者とする。選出された調停者全員による調停者兼議長の選出に係わる決定は最終であり、拘束力を伴うものとする。当該選出手続きが完了した時点で、調停者は任命されたとみなされ、本手順に従って紛争を処理又は裁定するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

選出された調停者のあいだで調停者兼議長の選出について前述の期間以内に同意に達しない場合には、選出された調停者は全員、行政上の理由により辞任したものと自動的に見なされるものとし、各当事者は新たに調停者（“選出された調停者から成る第二のチーム”）を選出し、新たに選出された調停者が全員で、前述の選出手続きと要件に従い、中立の調停者兼議長を 1 人選出しなければならない。選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている複合地区からの調停者兼議長の選出について同意に達しない場合には、選出された調停者は、紛争が生じている複合地区外のグッドスタンディング・クラブの会員である元国際理事 1 人を中立の調停者兼議長として選出することができる。万一、選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている複合地区の内外から調停者兼議長を選出することについて同意に達しない場合には、紛争が生じている複合地区、

又は周辺の複合地区のうち最も近い複合地区のいずれかにおいて、最も近年に国際理事会での職務を果たした元国際理事が調停者兼議長に任命されるものとする。本 E 項において規定されている期限は、複合地区協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計、もしくは調停者が短縮もしくは延長することはできない。

## 6. 調停会議及び調停者による裁定

調停者は選任された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議の開催を手配する。当該会議は調停者の選任後 30 日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。かかる調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から 30 日以内に文書によって裁定を行わなければならない、かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。

裁定を記載する文書には、調停者全員が署名し、異議を唱える調停者がいる場合にはそれを正しく明記した上で、その文書の写しが当事者全員、複合地区協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計、複合地区ガバナー協議会のほか、ライオンズクラブ国際協会の法律部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならない、国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会またはその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。

調停者による最終的かつ拘束力を有する裁定に従わないことはライオンとしてふさわしくない行為であり、会員籍の喪失及び/又はクラブのチャーター取消しとなることがある。

## D. 会則抗議申し立て手順

### 1. 地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー選挙抗議以外の会則関係苦情

ライオンズクラブ国際協会会則及び付則、あるいは国際理事会によりその時々採択される方針や手順のいずれかの解釈、違反、適用に関連して生じる抗議、要求、苦情など、ここにまとめて「抗議」と呼ばれることは一切、国際会則又は国際付則、国際理事会方針、あるいは国際理事会によりその時々採択されるすべての方針や手順のあらゆる規定の解釈、履行、もしくはそれらに基づく権利や義務の宣言を行うあらゆる訴訟手続きへの先行条件として、まず下記の手順に従って提出され、決断を受けなければならない。別の規定の下に考察を受ける地区ガバナーまたは副地区ガバナーの選挙に関する抗議以外の抗議を本手続きにより提出するいかなるクラブも、本手続きに従って、その各段階で定められた期限内に

提出しなければならない。さらに本手続きの各段階において、抗議申立人は、かかる抗議申立ての実施がクラブの全会員又は地区キャビネットの全構成員の過半数により採択された旨を証明する、クラブ幹事もしくはキャビネット幹事の署名入り議事録を提出しなければならない。これをしなかった場合には、それ以上の抗議処理の扱いを受けないと共に、この抗議に関して、会則及び付則、国際理事会方針、国際理事会が随時採用するその他の方針又は手順に従って判決を受ける理由をすべて放棄したとみなされる。期限内に次の段階に抗議を提出しなかった場合には、その抗議及びそれに関連する事項はすべて終了し、それ以前の段階での裁定が拘束力を有する。

## 2. 抗議第1段階

協会内でグッドスタンディングのライオンズクラブ又は地区（単一、準及び複合）だけが、抗議を提出できる。その抗議は、抗議の根拠となる事態の発生を抗議申立人が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から30日以内に、クラブが所属する地区（単一又は準）に対して文書にて提出しなければならない。その際、その写しを法律部にも提出する。文書によるこの抗議には、問題の内容と、それに対する措置を記述しなければならない。地区ガバナー又はその代理人はその後、抗議に対する措置が要求される相手（以下、“被申立人”）、ならびに国際協会に抗議書の写しを提供すると共に、被申立人に和解を提案し、抗議書を受け取ってから30日以内に、その抗議を考察して調停を試みる。抗議申立人が和解の試みを拒否した場合には、その抗議及び抗議に関連したすべての事項は放棄されたとみなされる。地区は、全力を尽くして調停に努める。そのような調停が成功しなかった場合には、地区は成功しなかった調停の現状を文書にて、抗議申立人、被申立人、並びに法律部に通知し、調停不成立通知書を抗議申立人及び国際協会に提供する。

抗議第1段階で提出される抗議申し立てには、各抗議申立人により手数料として地区に対して支払われるUS\$250.00もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが提出される時点で地区ガバナー宛に納められなければならない。抗議が調停中に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US\$100.00が事務手数料として地区に留保され、US\$75.00が抗議申立人に返還されると共に、US\$75.00が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。この手順で定められた期限内（正当な理由の下に期限が延長された場合を除く）に、抗議が抗議第1段階で和解に至らなかったか、又は撤回されなかった場合には、自動的に手数料の全額が事務手数料として地区に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。抗議第1段階に関連して発生する費用は、地区の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて地区の負担となる。

## 3. 抗議第2段階

抗議申立人は、かかる抗議の続行を希望する場合、地区から調停不成立通知書を受け取ってから10日以内に、クラブが所属する複合地区に抗議申し立てを提出しなければならない。その際、その写しを法律部に提出する。この申し立てでは、抗議の理由となる事実、それに関わる事情、これに対して希望する措置を説明しなければならない。抗議申立人は抗議申し立てと共に、抗議に関連するか、又はこれを支持する宣誓供述書を含む書類、その他の提出文書をすべて提出する。抗議申し立てを受領してから15日以内に複合地区協議会議長又はその代理人は、抗議に対する措置が要求される相手である被申立人に抗議申し立て及び添付書類の写しを提供しなければならない。写しは国際協会にも提供する。被申立人にはその後、45日の期間が与えられ、その期間内に抗議申し立てに対し文書にて返答する機会が与えられる。被申立人の返答は、抗議書に説明されている申し立ての事実に対して返答するものでなければならず、宣誓供述書を含む関係書類の写しが添付され、妥当な場合には適切な措置を提案するものでなければならない。抗議申し立てに対する被申立人の返答文を受領してから45日以内に、複合地区ガバナー協議会は、抗議申し立て及び返答を調査するため、中立な立場にある少なくとも3人のメンバーから成る委員会を任命する。この委員会のメンバーはすべて元地区ガバナーとし、かつ紛争が生じている複合地区内の、紛争に関係しているクラブ以外のグッドスタンディングのクラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である者とする。当該任命手続きが完了した時点で、この委員会のメンバーは任命されたとみなされ、本手続きに従って紛争を処理又は裁定するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。この委員会は調査に当たって、抗議申立人、被申立人、あるいは抗議手続きに関係のない第三者から書類を要請したり、証人と面談したり、その他の調査手段をとることができる。委員会は、調査が完了してから45日以内に、抗議申立人及び被申立人からの提出文書及び調査で集めた情報を考察する。その上で、抗議申し立てにより提起されている問題の解消に向けた複合地区の裁定を文書にて、抗議申立人及び被申立人に対して通知すると共に、写しを法律部に提出する。裁定を記載する文書には、異議を唱える委員会メンバーがいる場合にはそれを正しく明記した上で、この委員会の全メンバーが署名しなければならない。この委員会のメンバーによる裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならない。国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会またはその被任命者の独自の裁量により国際理事会によるさらなる審理の対象となる場合がある。抗議第2段階で提出される抗議申し立てには、各抗議申立人により手数料として複合地区に支払われるUS\$250.00、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で協議会議長宛に納められなければならない。任命された委員会による最終裁定を前に抗議が和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US\$100.00が事務手数料として複合地区に留保され、US\$75.00が抗議申立人に返還され、US\$75.00が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。任命された

委員会により抗議が認められ、その内容が支持された場合には、US\$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US\$150.00が抗議申立人に返還される。任命された委員会が何らかの理由により抗議を認めなかった場合には、US\$100.00が事務手数料として複合地区に留保され、US\$150.00が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議申し立てが本手順で定められた期限内に和解、撤回、支持あるいは却下されなかった場合（正当な理由の下に期限が延長された場合を除く）には、自動的に手数料の全額が事務手数料として複合地区に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。抗議第2段階に関連して発生する費用は、複合地区の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて複合地区の負担となる。

#### 4. 抗議第3段階

抗議申立人又は被申立人のいずれかが複合地区の裁定に満足しなかった場合には、複合地区の裁定を受け取ってから30日以内に、問題の内容と希望する措置を説明して、国際協会に上訴する。措置要請の対象となる者と国際協会に、上訴通知書の写しを提供する。

抗議第3段階で提出される抗議申し立て又は上訴には、各抗議申立人により手数料として国際協会に支払われるUS\$1,000.00~~250.00~~、もしくは該当通貨による相当額が、かかる上訴が行われる時点で法律部宛に納められなければならない。抗議又は上訴が、抗議第3又は第4段階におけるいかなる通知、会議もしくは裁定を前に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US\$500.00~~100.00~~が事務手数料として国際協会に留保され、US\$250.00~~75.00~~が抗議申立人に返還され、US\$250.00~~75.00~~が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議又は上訴が、抗議第3又は第4段階におけるいかなる通知、会議もしくは裁定を前に和解に至らないか、又は撤回されなかった場合には、自動的に手数料の全額が事務手数料として国際協会に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。

かかる上訴は、下記の規定に従って処理される。

- a. 国際協会は上訴通知書を受け取ってから30日以内に、抗議申立人と被申立人との間での実情調査会議を開く手配をする。この会議を行うのは、国際協会の事務総長又は事務総長が指定するその他の国際協会職員である。被申立人が事務総長の場合には、上訴通知書を国際協会の執行役員の一人に提出し、その役員が、実情調査会議を行う。会議では、事務総長又はその代理人が、できる限り、上訴通知書で取り上げられている問題解消に努める。その後15日以内に、事務総長又はその代理人が、上訴通知書で取り上げられている問題を、抗議申立人又は被申立人が満足するように解消させられなかった場合

には、抗議申立人、被申立人、並びに国際協会には、上訴解消不成立の通知が行われる。

- b. 抗議申立人あるいは被申立人は、上訴解消不成立の通知を受け取ってから30日以内に、国際理事会が考察及び調停委員会を通してこの問題を考察し、裁定を下すよう、文書にて要請する。
- c. 複合地区会則抗議申し立て - 協会内でグッドスタンディングの複合地区は、抗議を申し立てることができる。その抗議申し立ては、かかる申し立ての根拠となっている事態が発生したことについて抗議申立人が知ったか、知っているべきであった時から30日以内に、国際理事会に対して文書にて提出されなければならない。文書によるこの抗議には、問題の内容と、それに対して求める措置が記述されていなければならない。複合地区は、考察及び調停委員会を通して問題を考察し裁定を下すよう、国際理事会に対して文書にて要請する必要がある。

### 考察及び調停委員会の設置

考察及び調停委員会は、国際理事会の会則及び付則委員会であるとする。同委員会の意見で、調停のためには特別な専門知識を備える会員が必要であるという場合、上訴解消不成立通知を受け取ってから45日以内に、ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員を最高二人まで、この委員会に加えることができる考察及び調停委員会メンバーが、委員会の役目を統制する委員長を選ぶ。この役目とは、審議事項を定め、会議の日程を組み、秩序を保ち、勧告事項を考案し、委員会メンバーに任務を割り当て、手続きに関する問題を処理し、示談の案を説明し、証人の適性及び人数を決め、抗議申立人又は被申立人が懸念するその他の事項に対処することである。

### 考察及び調停委員会の日程

考察及び調停委員会が設けられてから30日以内に、考察及び調停委員会は抗議申立人、被申立人、ならびに国際協会に対し、(a) 考察及び調停委員会が会議を開く日時及び場所、(b) 5人の委員会メンバーの氏名及び役職、(c) 抗議申立人及び被申立人が会議でそれぞれの立場を申し立てる機会、即ち(1) 経費の自己負担により弁護士を立てる機会、(2) 会議の前に文書及び情報を閲覧する機会、(3) 証拠として文書を提出する機会、(4) 証人が口頭で証言する機会、(5) 会議において口頭で自分の立場を弁論する機会、(6) 考察及び調停委員会々議の前及び終了時に文書による弁論を提出する機会、(7) 相手側からの文書による弁論に対する返答の弁論を文書で提出する機会について通知する。

### 考察及び調停委員会の役目及び権限

考察及び調停委員会は、上訴通知に関する事実と事情を考察し、その判断に従って、独自の証人を呼び出し、文書や情報を要請することができる。

### 考察及び調停委員会の裁定

考察及び調停委員会々議が終了し、抗議申立人及び被申立人からの文書による弁論をすべて受領してから60日以内に、考察及び調停委員会は、考察及び調停委員会の文書による裁定を下す。考察及び調停委員会は、複合地区の裁定を是認、破棄、あるいは改変したり、どのような措置が妥当であるか説明したり、損害に対する補償又はその他の償いが妥当であるか定めることができるほか、抗議申立人、複合地区の裁定、あるいは上訴を訴追又は弁護するために相手方にかかった妥当な額の弁護士料及び経費を、抗議申立人又は被申立人が支払うべきか決めることができる。考察及び調停委員会の裁定は、上訴通知書で取り上げられている問題を越えてはならない。考察及び調停委員会の裁定の写しは、抗議申立人、被申立人、ならびに国際協会に提供される。

## 5. 抗議第4段階

抗議申立人又は被申立人のいずれかが、考察及び調停委員会の裁定に満足しなかった場合、その者は、この裁定を受け取ってから30日以内に、考察及び調停委員会の裁定を考察するよう国際協会の国際理事会に要請する考察要請書を国際協会に提出する。その後45日以内に抗議申立人及び被申立人は、文書による追加の弁論その他の書類があれば、その写しを45部、協会の国際理事会に同時に提出する。考察の要請が、次回の国際協会理事会定例会議開催日の30日前までに受領されることを条件に、同理事会はその後、考察及び調停委員会の裁定、ならびに抗議申立人又は被申立人から提出された文書による追加の弁論その他の書類を考察し、会議後60日以内に国際理事会の裁定を下す。上記要請が次回定例会議の30日前までに受領されなかった場合には、国際理事会は、その次の会議でこの件を審議する権利を保有する。国際理事会の裁定は最終的なものとし、抗議申立人及び被申立人に対して拘束力を持つものとする。

## 6. その他の規定

- a. 国際理事会は、正当な理由があれば抗議の1段階又は数段階を省くなど、手続きを速める権利を保有する。本手続きの定める上記の抗議段階のいずれかで認められた抗議又は上訴の期限内であれば、抗議申立人又は被申立人は、国際協会の法律部に対し抗議の1段階又は数段階の省略に対する承認の要請を、そのような要請の根拠となるすべての理由とともに文書にて提出することができる。その検討及び決定は、国際理事会の会則及び付則委員会委員長の独自の裁量において行われる。

- b. 特定の抗議段階で裁定を下す任務を課された者は、正当な理由があれば、この手続きで定められている期限を短縮、又は延期することができる。
- c. 考察及び調停委員会メンバーには、国際協会の監査規定に従って、考察及び調停委員会の任務遂行により発生する妥当な経費が支払われる。
- d. 抗議申立人及び被申立人は、抗議の過程にある間、行政上又は法律上の処分を追求してはならない。
- e. 各当事者には、相手が提出した書類を考察し、追加の書類を提出するための妥当な機会が、考察及び調停委員会々議に先立ち与えられる。証拠として提出される書類はすべて、考察及び調停委員会々議の少なくとも10日前までに、同委員会に提出されなければならない。
- f. 抗議申立人又は被申立人は、抗議のどの段階でも、弁護士を立てることができる。

## E. 国際役員および副地区ガバナーの選挙抗議申し立て手順

国際役員（国際第三副会長、国際理事、地区ガバナー）および第一ならびに第二副地区ガバナーの選挙違反に関する会則上の抗議申し立てには、下記の手順が適用される。

文書配布手順：抗議当事者は、すべての書類と関係資料を、会則及び付則委員会メンバーと国際理事会メンバーに配布されるよう、国際本部の法律部に提出する。抗議手続きのいかなる当事者も、個々の理事又は執行役員に直接文書を配布してはならない。

### 1. 抗議

- a. 抗議を申し立てることができるのは、地区（単一、準、または複合）大会において、国際第三副会長または国際理事職推薦選挙で落選した候補者、ならびに、地区ガバナーまたは第一あるいは第二副地区ガバナー職選挙で落選した候補者である。落選者による抗議申し立てには、落選者の所属ライオンズクラブによる、この抗議の申し立てを支持する決議が添えられていなければならない。あるいは、地区（単一、準、又は複合）内のグッドスタンディングのライオンズクラブの過半数が抗議を申し立てることもできる。抗議申し立てには、抗議申し立てを行う地区（単一、準、又は複合）内各クラブによる、この抗議の申し立てを支持する決議が添えられていなければならない。
- b. ファックス、電子メール、又はその他の書面で理由を説明する最初の抗議通告が、選挙日から5日（休日以外の就業日）以内に国際本部に届いていなければ

ればならない。但し、正式な抗議文は、E 項に示された形式に従っているものとし、最初の抗議通告が受理された 5 日(休日以外の就業日)以内に、提出されなければならない。

- c. 第 5 項で定められる形式に従っていないなければならない。
- d. この手順に基づき申し立てられる選挙に関する抗議には、手数料として US\$1,000.00 又はそれぞれの国の通貨による相当額を添えなければならない。国際理事会の会則及び付則委員会による考察が行われる会議を前に、抗議が撤回された場合には、US\$200.00 が事務手数料として国際本部に留保され、US\$400.00 が抗議申立人に返還されると共に、US\$400.00 が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。国際理事会が抗議を認め、その内容が支持された場合には、US\$350.00 が事務手数料として国際本部に留保され、US\$650.00 が抗議申立人に返還される。国際理事会が抗議を却下した場合、抗議手数料は返還されない。
- e. 抗議文の写し及びすべての関係書類は、抗議申立人により、抗議の対象となる各当事者に対するのと同時に、かつ同様の方法をもって送られなければならない。このような抗議文を受け取った際、法律部は可能であれば、抗議文の写しをしかるべき各当事者に送ることもあるが、いかなる場合にも、それゆえに抗議申立人がその責任から解放されるわけではない。抗議を申し立てた場合には、抗議の対象となる各当事者に抗議文を送った証拠を提出しなければならない。証拠が提出されなかった場合、抗議文は、規定に沿っていないもの、又は却下されたものとして返却される場合がある。

## 2. 返答

- a. 抗議に対する返答文は、抗議の対象となる当事者からのみ提出されなければならないが、E 項で定められている形式に従っており、要請から 10 日以内の、法律部が定めた期日までに国際本部に届いていなければならない。但し、会則及び付則委員会委員長との相談で法律部長は、妥当な理由があれば、その返答文をファックスで送ること、及び(又は)返答提出日を更に 5 日間延ばすことを許可することができる。
- b. 返答文には、選挙が行われた大会の公式議事録の写しと共に、該当する地区（単一、準、又は複合）会則及び付則ならびに地区大会選挙規定及び（又は）投票規定の写しをすべて添付しなければならない。この議事録には地区大会（単一、準、又は複合）の選挙手順と選挙結果を添付し、地区ガバナーと地区キャビネット幹事はその正確さを証明しなければならない。法律部は、抗議に対する返答として追加の書類を要請することができる。これらの書類は、要請された日から 10 日以内の法律部によって定められた期日までに提出する。

- c. 返答文の写し及びすべての関係書類は、被申立人により、申立人に対するのと同時に、かつ同様の方法をもって送られなければならない。このような返答文を受け取り次第、法律部は可能であれば、返答文の写しをしかるべき各当事者に送ることもあるが、それゆえに抗議申立人がその責任から解放されるということは、いかなる場合にもない。抗議申立人に返答文を送った証拠を提出しなければならない。証拠が提出されなかった場合、返答は、規定に沿っていないもの、又は却下されたものとして返却される場合がある。

### 3. 返答への回答文

- a. 返答に対する回答文は、抗議申立人により、返答文を受取ってから5日以内に国際本部に提出されなければならない。この手順のために設けられている形式に従って、回答文は5ページまでにまとめる。追加の書類は一切受け付けない。回答文には、提議されている問題があれば、それについて対応すべきであり、抗議文にすでに示されている申し立てを繰り返してはならない。
- b. 回答文の写しは、抗議申立人により、抗議の対象となる各当事者に対するのと同時に、かつ同様の方法をもって送られなければならない。このような回答文を受け取り次第、法律部は可能であれば、回答文の写しをしかるべき各当事者に送ることもあるが、いかなる場合にも、それ故に抗議申立人が責任から解放される訳ではない。回答文を提出した場合には、抗議の対象となる各当事者に回答文を送った証拠を提出しなければならない。証拠が提出されなかった場合、回答文は、規定に沿っていないもの、又は却下されたものとして返却される場合がある。

### 4. 当事者以外からの返答

法律部は、抗議当事者以外の第三者からのいかなる返答や意見をも重要視せず、及び(又は)従わないだけでなく、それらは返却され及び(又は)その旨が伝えられる。

### 5. 抗議文、返答文及び回答文の形式

- a. 抗議文原本には、次の事項を次の順で含めなければならない。(a) 抗議の内容を理解するのに必要な事実を正確かつ公平に述べた記述書、(b) 当事者が主張する論議とその理由、(c) 希望する解決策を説明する簡単な結論。
- b. 文章はすべて、付録も含めて、12ポイント又はそれ以上の大きさの活字でなければならない。脚注は、9ポイント又はそれ以上の大きさでなければならない。文書の内容を増やすために、文書を縮小させたり活字を圧縮させたりしてはならない。写真で縮小されたものは考慮されず、発送者に返送される。

どの書類についても、縦 11 インチに横 8.5 インチ又は A/4 のサイズの紙を使い、回りの余白はそれぞれ 4 分の 3 インチずつとし、1 行おきの行間を設けなければならない。また、左上をホッチキスで止めるか綴じなければならない。紙は片面だけ使うことができる。

- c. 抗議文及び返答文は、10 ページを超えてはならず、証拠資料としての添付物は 5 ページまで加えることができる。返答に対する回答文は、5 ページを超えてはならず、追加書類は一切受け付けられない。合計ページ数制限の一部として、各ページには順を追って番号（例えば、10 の 1 ページ、10 の 2 ページなど）が付いていなければならない。このページ制限の超過、又は追加の証拠資料の提出は許可されない。ページ制限とは別に、1 枚の表紙には、(a) 地区（単一、準、又は複合）番号、(b) 抗議申立人の住所氏名、電子メール・アドレス、ファックス番号、(c) 抗議の対象となる各当事者の住所氏名、電子メール・アドレス、ファックス番号、(d) 選挙日、(e) 投票数を含む選挙の結果が、ページの上から順に記入されていなければならない。
- d. 最終ページの最後の文章の後に「国際理事会の決定が最終的なものであり拘束力を有することに同意する」という文章を付記し、すぐ下に、抗議文提出者の肉筆の署名が付いていなければならない。更に書類の各ページには、提出者のイニシャルが付いていなければならない。これに加え、抗議申し立てが電子的手段で行われる場合、抗議申立人は、電子的手段によって提出された書類が原本と相違ない写しであることを述べた奥書証明を記載しなければならない。
- e. 法律部は、上記の規定に沿っていない抗議文はいかなるものも受け付けてはならず、規定に反することを書き添えて提出者に返送しなければならない。しかし、直ちに適切な書類が代わりに提出されれば、その書類は期限までに提出されたものとみなされる。国際理事会は、会則及び付則委員会を通して、これらの規定に従わずに再提出された抗議文のいかなるものについても考慮を拒むことができる。また国際理事会は、上記手順又は条件に沿っていない抗議文、返答文、返答に対する回答文はいかなるものも、考慮することを必要としない。抗議申し立て、返答、及び回答を提出することにより、抗議にかかわる当事者は、国際理事会による考察を仰ぐこと、並びに国際理事会の決定が最終的なものであり拘束力を持つことに同意する。国際理事会の決定は、最終的なものであり拘束力を有する。

## 6. 地区ガバナーエレクト・セミナー

地区ガバナー選挙に対する抗議の当事者には、国際理事会により抗議の生じている地区での選挙結果が採択され、その結果が有効であると宣言されるまで、もしくは次期会長が承認するまでは、地区ガバナーエレクト・セミナーに出席する資格はない。各地区（単一、準、又は複合）は、抗議結果が出るまでに抗議の当事

者が次期会計年度の準備ができるよう、地区レベルのどの訓練に出席できるかを決定することができる。

## F. 地区ガバナー停職処分に関する方針

地区ガバナー停職処分の要請は、地区ガバナーがその任務の全う、または遂行を怠っている場合、及び/または国際会則及び付則、複合地区会則及び付則及び/または地区の会則及び付則、あるいは国際理事会方針に対し重大な違反をしたとの疑惑がある場合で、それが地区を効果的にリードする上で地区ガバナーの能力を大幅に弱める性質のものである場合に行うことができる。地区ガバナー停職処分は、地区ガバナーの権利、特権、義務を一時的に停止するものである。

1. 協会のメンバーまたは一般社会に害が及ぶのを防ぐため、協会のイメージを守るため、あるいは国際会則及び付則または国際理事会方針に対する重大な違反があり、それが地区を効果的にリードする上で地区ガバナーの能力を大幅に弱めるといった性質のものであるため速やかな措置を講じることを要する異例の事態においては、会則及び付則委員会が協会顧問弁護士と協議の上、地区ガバナーを一時的に停職処分とすることができる。地区ガバナーの一時的停職処分は、この処分が科された後の国際理事会会議において、または本方針において定められる通りにそれよりも早い時期に、国際理事会が再検討する。
2. 国際協会内のグッドスタンディングのライオンズクラブが、本方針のもと、書面により停職処分検討の要請を法律部に提出することができる。要請には、その地区の過半数のグッドスタンディングのクラブがこの要請の提出を支持する決議が添えられていなければならない。要請は、国際会則及び付則委員会と国際理事会が以下の条件のもとに検討する。
  - a. 要請の対象となる同一の地区ガバナーに関する苦情の内容と実質的に同じ問題をめぐる、審理中の苦情申し立てまたは訴訟が存在しない。
  - b. 停職処分の要請を行う理由を記述した苦情申し立ての写しと、理由を裏付けるすべての関係書類が、当初の要請書とともに提出されなければならない。
  - c. 苦情申し立てに対する地区ガバナーからの返答及びすべての関係書類は、当初の苦情申し立て受領日から15日以内に法律部に届くよう、書面によって提出されなければならない。
  - d. 停職処분을要請するクラブ及びその対象となっている地区ガバナーは苦情申し立て/返答と関係書類の写しを、法律部に対するのと同じ時に同じ連絡手段によって相手方当事者に提供する責任を負う。

- e. すべての書類が、会則及び付則委員会メンバー及び国際理事会メンバーに配布できるよう、国際本部の法律部に提出される必要がある。
  - f. 本方針において別の定めがある場合を除き、正当な理由があることが明らかになった場合には、本手順で指定されるいかなる期限も、会則及び付則委員会委員長または国際理事会が短縮、もしくは延長することができる。
  - g. 停職処分の要請、及び各当事者から提供された書面によるすべての主張または書類は、会則及び付則委員会と国際理事会が検討し、その会議から30日以内に、停職処分に関する裁定を書面によって交付する。国際理事会の裁定は最終的なものとし、すべての当事者に対して拘束力を持つものとする。
  - h. 本方針に基づく検討の要請は、国際理事会メンバー（またはその代理）が会則及び付則委員会の承認を得て行うことも可能である。
  - i. 国際理事会会則及び付則委員会委員長は、本方針において説明されている手順に従っていない、もしくは不正行為を証明する実質的な証拠を欠く苦情申し立てのいかなるものをも拒否することができる。
3. 本方針のもとに地区ガバナーが停職処分を受けた場合には、かかる停職処分は、以下の場合を除き、その地区ガバナーの停職中に開かれる各理事会会議において、会則及び付則委員会と国際理事会が再検討する。
- a. 停職処分に続いて、国際理事会が国際会則及び付則に従って地区ガバナーを解任した。
  - b. 停職処分に続いて、地区ガバナーが所属クラブから除名された。
  - c. 地区ガバナーが辞職した。
  - d. 地区ガバナーの任期が終了した。

本方針に定められるいかなるものも、国際会則第5条第9項に定められる解任の規定に対して優越性をもつものではない。